

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

対象

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給する方
- ②公的年金給付等受給により、令和4年4月分の児童扶養手当が全部停止の方（児童扶養手当を申請していれば全部または一部停止になったと推測される方も含む）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給する方と同じ水準になる方

支給額 児童1人当たり一律5万円

申請期限 令和5年2月28日(火)

申請方法 対象と思われる方へ6月上旬から順次送付する案内に記載（①は申請不要）

※市からの案内が届いていない場合でも、対象となりそうな方は、市ホームページなどで条件を確認し、申請してください。

担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080

第35回統計グラフコンクール作品募集

市と市統計調査員協議会では、小・中学生を対象に統計グラフコンクールを開催します。

※応募規定、添付書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

対象 市内在住の小・中学生

募集内容 ▼小学1～4年生＝自己観察結果やアンケート調査結果をグラフにしたもの ▼小学5年～中学生＝自由(上記の内容の他、統計資料の表をグラフにしたものなど) ※いずれも自作した未発表のもの。

応募方法 2学期の始めに各学校へ提出。私立学校へ通学する方など個人的な応募は8月31日(木)までに直接担当へ

担当 情報システム課 ☎046(252)8379 FAX 046(255)3550

社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。地域住民の連帯を強め、誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開し、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを助けることへの理解と協力を訴えることを目的に次の催しを行います。

◆薬物乱用防止パネル展

日時 7月27日(水)～29日(金)8:30～17:15（最終日は15:00まで）

場所 市役所1階市民サロン

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 FAX 046(255)3550

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります（下表参照）。

7月～令和4年度分（令和4年7月分～令和5年6月分）の受け付けが開始されます。なお、前年度に全額免除または納付猶予が承認されて継続審査を希望した方は、改めて申請する必要はありません。

区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額が免除	0円
納付猶予	保険料の全額が猶予	0円
4分の3免除	保険料の4分の3が免除（残り4分の1を納付）	4,150円
半額免除	保険料の2分の1が免除（残り2分の1を納付）	8,300円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除（残り4分の3を納付）	12,440円

※令和4年度の保険料月額は、16,590円です。

申請要件 免除制度は、本人および配偶者、世帯主、納付猶予制度は、本人（50歳未満）と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方（この他にも退職者などを対象とした特例要件あり）

※日本年金機構が審査し、結果を通知します。

申請期限 納付期限から2年経過するまでの間

申請方法 年金事務所または市役所1階国保年金課で配布する申請書（日本年金機構の[HP] (https://www.nenkin.go.jp) からダウンロード可）に必要事項を記入し、日本年金機構神奈川事務センター（〒220-8557住所記入不要）宛てに郵送または直接担当へ

問合せ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004（050で始まる電話からは☎03(6630)2525）

●厚木年金事務所 ☎046(223)7171（代表）

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 FAX 046(252)7043

7月に納めていただくのは

▼固定資産税・都市計画税（第2期）▼国民健康保険税（第2期）▼介護保険料（第2期）▼後期高齢者医療保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（感染症拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Pay、PayPayをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日8:30～12:00に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383 FAX 046(252)7043へ）。

7月の相談日

（祝・休日を除く）

※相談はいつでも無料です。

①消費生活（訪問販売・多重債務など）

日時 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00

場所 市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談可）

②弁護士

日時 12日・19日・26日（毎月第2・第3・第4火曜日）18:00～20:30
13日・20日・27日（毎月第2・第3・第4水曜日）13:30～16:30

③行政書士（遺言書等作成）

日時 14日（毎月第2木曜日）13:30～16:30

④分譲マンション（近隣・管理組合）

日時 8日（毎月第2金曜日）13:30～16:30（7日まで受け付け）

⑤交通事故

日時 19日（毎月第3火曜日）13:30～16:00

⑥行政（国に対する要望）

日時 21日（毎月第3木曜日）9:30～11:30

⑦司法書士（登記・少額訴訟）

日時 15日（4・6・12月を除く第3金曜日）13:30～16:30

⑧不動産（取引・契約）

日時 28日（毎月第4木曜日）13:30～16:30

⑨税理士

日時 22日（1・2月を除く第4金曜日）13:30～16:30

⑩市民一般

日時 毎週月曜～金曜日8:30～12:00、13:00～17:15

⑪～⑬予約制（電話可） 場所 市役所1階広聴人権課内相談室

※1日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。

担当 ⑪～⑬広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX 046(252)0220

⑭人権擁護委員（差別問題など）、⑮女性（DVなど）

日時 ⑭12日（毎月第2火曜日）13:30～16:00（電話相談のみ、事前予約制）☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

⑮毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15

場所 ⑮市役所1階広聴人権課

担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX 046(252)0220

⑯駐留軍離職者

日時 21日（毎月第3木曜日）10:00～15:00

場所 ふれあい会館2階会議室

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550

⑰認知症

日時 毎週月曜日9:00～12:00、13:00～17:00（電話のみ）

担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX 046(252)8238

⑱弁護士・社会福祉士（成年後見制度）

日時 20日（奇数月第3水曜日）13:30～15:30（予約制（電話可）。13日まで受け付け）※予約は座間市成年後見利用促進センター☎046(259)7451 FAX 046(266)2017へ。

場所 サニープレイス座間2階会議室

担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX 046(255)3550

⑳障がい者就労支援

日時 毎週月曜・火曜・木曜日10:00～12:00、13:00～15:00（予約制（電話可）） ぼむ出張相談 毎月第3木曜日9:00、10:30（各1人で予約制（電話可））

場所 市役所1階障がい福祉課

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX 046(252)7043

㉑自立サポート

日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

場所 市役所1階生活支援課

担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043

㉒児童（子育て）

日時 毎週月曜～金曜日8:30～17:15（電話可）

場所 市役所2階子ども政策課

担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX 046(255)5080

㉓ひとり親家庭

日時 毎週月曜～金曜日10:15～11:30、13:00～16:45（予約制（電話可））

場所 市役所2階子ども育成課

担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080

㉔青少年

日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

場所 青少年センター1階青少年相談室

担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX 046(259)2163

㉕教育、㉖子どもいじめホットライン

日時 ㉕毎週月曜～金曜日10:00～16:00

㉖毎週月曜～金曜日8:30～17:00（電話のみ）

場所 ㉕市役所5階教育研究所

担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX 046(252)4311

㉗就学（障がい児対象）

日時 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00（予約制（電話可））

場所 市役所5階教育指導課

担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX 046(252)4311

●市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとざま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。申し込みは、特に記載がなければ発行日以降にお願いします。